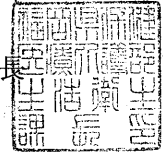


29生衛第276号
平成29年5月11日

公益社団法人全日本不動産協会 福岡県本部長 殿

福岡県保健医療介護部生活衛生課長
(営業指導係)



旅館業法の趣旨徹底について (依頼)

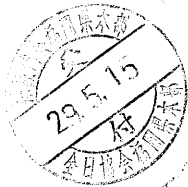
本県の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

さて、5月7日に北九州市小倉北区で発生したアパート火災においては、多くの死傷者が出ております。マスコミ等でこの施設が旅館業法の簡易宿所に該当するのではないかと報道されたところですが、北九州市は調査の結果、「この施設は旅館業法の許可を要するものに該当しない」と判断したものです。

旅館業法においては、原則として、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業を営もうとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市長の許可が必要となります。

また、施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められる場合、及び施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業している場合は、賃貸契約の有無に関わらず旅館業法に該当する可能性があります。

つきましては、経営形態が旅館業法に該当する可能性のある施設を認知した場合は施設所在地の管轄保健所にご連絡いただくよう、貴協会員に対して御周知いただきますようお願いいたします。



営業指導係

TEL:092-643-3279

FAX:092-643-3282

Mail:hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp